

○総務省令第二十五号

放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十六号）の施行に伴い、電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）及び放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、放送法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

総務大臣 山本 早苗

放送法施行規則等の一部を改正する省令

（放送法施行規則の一部改正）

第一条 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 外国人等の取得した株式の取扱い（第八十七条―第九十一条）」を
「第三節 外国人
第三節の二 経

等の取得した株式の取扱い（第八十七条―第九十一条）

に改める。

営基盤強化計画の認定（第九十一条の二―第九十一条の十三）」

第六十二条第一項中「（法第百六十条に規定する認定放送持株会社をいう。以下同じ。）」を削る。

第六十四条中「第九十三条第三項」を「第九十三条第二項」に改める。

第六十五条中「第九十三条第四項」を「第九十三条第三項」に改める。

第六十六条中「第九十三条第五項」を「第九十三条第四項」に改め、第六号を削り、第七号を第六号とする。

第七十五条中「第九十三条第五項」を「第九十三条第四項」に改める。

第八十六条第一項中「第九十三条第四項」を「第九十三条第三項」に改める。

第四章第三節の次に次の一節を加える。

第三節の二 経営基盤強化計画の認定

（経営基盤強化計画の認定の申請）

第九十一条の二 法第百十六条の三第一項の規定により経営基盤強化計画の認定を受けようとする国内基

幹放送事業者は、別表第二十一号の二の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 経営基盤強化計画に係る経営基盤強化が、当該経営基盤強化計画を提出する国内基幹放送事業者が国内基幹放送（指定放送対象地域に係るものに限る。）の業務を維持するため最大限の努力をするものであることを示す書類

二 経営基盤強化計画に係る経営基盤強化を円滑かつ確実に実施する経営体制が確立されていることを示す書類

三 経営基盤強化計画に係る経営基盤強化の実施により従業員の地位が不当に害されるものではないことを証する書類

四 法第百十六条の六の規定による審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合にあっては、地域性確保措置（法第百十六条の三第二項第五号ロに規定する地域性確保措置をいう。）の内容が特定放送番組同一化（同号イに規定する特定放送番組同一化をいう。以下同じ。）の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであることを示す書類

五 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令

（平成二十七年総務省令第二十六号。以下「表現の自由享有基準」という。）第十条第一項の規定による特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合にあつては、次に定める書類

イ 表現の自由享有基準第十条第一項に規定する一の法人又は団体が同項に規定する国内基幹放送事業者に係る放送対象地域の全部又は一部と重複しない放送対象地域において国内基幹放送の業務を自ら行い、又は当該国内基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有する場合にあつては、第九条の四第二号に規定する地域性確保措置の内容が表現の自由享有基準第十条第二項に規定する特例役員兼任関係に係る国内基幹放送事業者のそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであることを示す書類

ロ 表現の自由享有基準第十条第一項に規定する一の法人又は団体が同項に規定する国内基幹放送事業者に係る放送対象地域の全部又は一部と重複する放送対象地域において国内基幹放送の業務を自ら行い、又は当該国内基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有する場合にあつては、第九条の四第三号に規定する多元性・多様性確保措置の内容が当該重複する地域における多元的かつ多様な放送番組に対する需要を満たすために適切なものであることを示す書類

六 別表第二十一号の三の様式による事業計画書

七 別表第二十一号の四の様式による事業収支見積り

(同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合)

第九十一条の三 法第百十六条の三第二項第五号イの総務省令で定める割合は、百分の八十(特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送においてそれぞれの放送対象地域向けの災害に関する放送が行われる場合には、当該放送に係る放送時間の割合を除く。)とする。

(経営基盤強化計画の記載事項)

第九十一条の四 法第百十六条の三第二項第六号に規定する総務省令で定める事項は、表現の自由享有基準第十条第一項の規定による特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合にあっては、その旨及び次に掲げる事項とする。

一 表現の自由享有基準第十条第二項に規定する特例役員兼任関係の内容

二 表現の自由享有基準第十条第一項に規定する一の法人又は団体が同項に規定する国内基幹放送事業者に係る放送対象地域の全部又は一部と重複しない放送対象地域において国内基幹放送の業務を自ら

行い、又は当該国内基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有する場合にあつては、地域性確保措置（同条第二項に規定する特例役員兼任関係に係る国内基幹放送事業者のそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために講ずる措置をいう。）の内容

三 表現の自由享有基準第十条第一項に規定する一の法人又は団体が同項に規定する国内基幹放送事業者に係る放送対象地域の全部又は一部と重複する放送対象地域において国内基幹放送の業務を自ら行い、又は当該国内基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有する場合にあつては、多元性・多様な確保措置（当該重複する地域における多元的かつ多様な放送番組に対する需要を満たすために講ずる措置をいう。以下同じ。）の内容

（不適法な申請書等）

第九十一条の五 法第百十六条の三第一項の認定の申請書又は添付書類が不適法なもの（違式な記載を含む。）であると認めるときは、同項の認定を受けようとする者（次条第一項において「申請者」という。）に訂正を求め、又は理由を示して返すことがある。

2 前項の規定は、法第百十六条の四第一項の規定による変更の認定について準用する。

(認定の拒否の通知)

第九十一条の六 法第百十六条の三第一項の認定を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。

2 前項の規定は、法第百十六条の四第一項の規定による変更の認定について準用する。

(認定証の交付)

第九十一条の七 総務大臣は、法第百十六条の三第一項の認定をしたときは、別表第二十一号の五の様式の認定証を交付する。

(認定経営基盤強化計画の公表)

第九十一条の八 法第百十六条の三第四項（法第百十六条の四第三項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項（法第百十六条の六の規定による審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合以外の場合にあつては、第一号及び第二号）とする。

一 認定の日付

二 経営基盤強化計画に係る指定放送対象地域

三 特定放送番組同一化の対象となる国内基幹放送に係る放送対象地域

2 総務大臣は、前項各号に掲げる事項について、インターネットの利用その他の方法により公表する。

(認定経営基盤強化計画の変更に係る認定の申請)

第九十一条の九 法第百十六条の四第一項の規定に基づき経営基盤強化計画の変更の認定を受けようとする国内基幹放送事業者は、別表第二十一号の六の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書には、認定経営基盤強化計画の写しを添付するものとする。

(認定証の交付)

第九十一条の十 総務大臣は、法第百十六条の四第一項の変更の認定をしたときは、別表第二十一号の七の様式の認定証を交付する。

(軽微な変更)

第九十一条の十一 法第百十六条の四第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて

は、その代表者の氏名の変更

二 特定放送番組同一化の対象となる国内基幹放送の放送時間の合計に対する同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合の変更（変更後の割合が第九十一条の三に定める割合を超えるものに限る。）

2 法第百十六条の四第二項の規定による変更の届出は、別表第二十一号の八の様式により行うものとする。

（実施状況の報告）

第九十一条の十二 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者は、認定経営基盤強化計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、当該事業年度終了後三月以内に、別表第二十一号の九の様式により、総務大臣に報告しなければならない。

（認定経営基盤強化計画の認定の取消し）

第九十一条の十三 総務大臣は、法第百十六条の四第五項の規定により認定経営基盤強化計画の認定を取り消したときは、その理由を記載した文書を当該認定を取り消された国内基幹放送事業者に送付しな

ればならない。

2 総務大臣は、認定経営基盤強化計画の認定を取り消したときは、インターネットの利用その他の方法により、その取消しの日付及び当該認定を取り消された国内基幹放送事業者の名称を公表するものとする。

第百八十三条第二号中「次条第二号」を「第百八十四条」に改める。

第百八十三条の次に次の一条を加える。

(適切な経営管理を行うために必要な資産)

第百八十三条の二 法第百五十九条第二項第三号(法第百六十五条第二項において準用する場合を含む)。

()の総務省令で定める資産は、次に掲げる資産(設立後最初の事業年度を終了していない場合においては、第二号及び第三号)とする。

一 流動資産(流動資産の合計額に最終の損益計算書に計上された収益の次に掲げるものの額の収益の額に対する割合を乗じて得た額に相当する資産に限る。)

イ 申請対象会社が自ら行う放送の業務(前条第三号の放送の業務に密接に関連する業務を含む。以

下この条において同じ。)に係る収益

ロ イに掲げるもののほか、子会社基幹放送事業者等（子会社である基幹放送事業者及び前条各号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）に係る受取配当金その他子会社基幹放送事業者等との取引により生じた収益

二 放送の業務の用に供する設備その他の有形固定資産又は無形固定資産

三 子会社基幹放送事業者等に係る貸付金（設立後最初の事業年度を経過している場合にあつては、流動資産に属するものを除く。）

第百八十四条を次のように改める。

（総資産の額の合計方法）

第百八十四条 法第百五十九条第二項第三号（法第百六十五条第二項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法による資産の合計金額は、申請対象会社の最終の貸借対照表（当該申請対象会社がその設立後最初の事業年度を終了していない場合においては、当該申請対象会社の成立時の貸借対照表）による資産の合計金額から子会社等でない者に係る投資その他の資産の合計金額を控除した額とす

る。

第百八十八条中「第百五十九条第三項第四号」を「第百五十九条第三項第五号」に改め、同条第一号中「子会社」の下に「その他の関係会社」を加え、同条第二号中「取得価額」の下に「及び第百八十三条の二の資産の額」を加える。

第百八十九条第一項第二号及び第三号並びに第二項並びに第百九十四条第二号中「子会社」を「関係会社」に改める。

第二百五条第一項第二号中「第二百七条第一項第一号」を「第二百七条第五項第三号」に改め、「及び第二百七条」を削る。

第二百七条を次のように改める。

(保有基準割合)

第二百七条 法第百六十四条第二項の総務省令で定める割合は、三分の一とする。

2 前項の規定にかかわらず、一の者が次の各号のいずれかに該当する場合における当該一の者に係る法第百六十四条第二項の総務省令で定める割合は、十分の一とする。

- 一 特別地上基幹放送事業者
- 二 特別地上基幹放送事業者に対して支配関係（特定議決権保有関係を含む。）を有する者
- 三 一の者に係る特定集団が一の特定放送対象地域の全部又は一部においてテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計がいずれの特定放送対象地域においても一を超えない場合における当該一の者に係る前項の規定の適用については、テレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者は、特別地上基幹放送事業者に該当しないものとみなす。
- 四 一の者に係る特定集団が一の特定放送対象地域の全部又は一部においてラジオ放送（コミュニティ放送を除く。以下この項において同じ。）による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計がいずれの特定放送対象地域においても四を超えない場合における当該一の者に係る第二項の規定の適用については、ラジオ放送による地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者は、特別地上基幹放送事業者に該当しないものとみなす。
- 五 この条において使用する用語は、法及び表現の自由享有基準において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 特定関係会社 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合における関係会社をいう。

二 特定放送対象地域 認定放送持株会社の特定関係会社が行う地上基幹放送の業務に係る放送対象地域をいう。

三 特別地上基幹放送事業者 特定放送対象地域と重複する放送対象地域において地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者（認定放送持株会社の関係会社を除く。）をいう。

四 特定集団 一の者及び当該一の者がある者に対して支配関係（特定議決権保有関係を含む。）を有する場合におけるその者並びに認定放送持株会社の関係会社から成る集団をいう。

第二百十六条第一項中「（第五章）を」（第五章（第二節第三款を除く。））に改め、「第四章」の下に「（第三節の二を除く。）」を加える。

別表第六の一号から別表第六の三号までの規定中「第93条第3項」を「第93条第2項」に改める。

別表第七の一号の表中「100分の33.33333を超え議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信地上基幹放送事業者に関する事項」を「3分の1を超え議決権を有する他の衛星基幹放送

事業者若しくは他の移動受信地上基幹放送事業者に関する事項」に於て、同表注2(3)への表^(注8)及びイの表^(注8)を削り、同注2(4)の表中「100分の33.33333」を「3分の1」に改め、同表注4^(注4)を削り、同注2(5)中「

「(注1) (4) (注1) (ア)から(ウ)まで、(注2)及び(注3) すること。また、次の(ア)及び(イ)によること。

(ア) (4) (注1) (ア)から(ウ)までについては、「一の基幹放送の業務を行おうとする者」と、「基幹放送する者」とあるのは「他の基幹放送事業者」とそれと。

100分の33.33333」を「3分の1」に改

(イ) (4) (注1) の(ア)から(ウ)までに準じて記載するにしている関連法人等がさらに他の関連法人等を介業者の議決権を有するときの(B)の欄の記載について記載される基幹放送事業者の議決権を他の関連法人なく直接有する者についてのみ記載するものとする

(注2) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位ま

に準じて記載す

「(注) (4) (注1) (ア)から(ウ)まで、(注2)及び(注3)に準じて記載する者」とあるのは「(ア)及び(イ)によること。また、次の(ア)及び(イ)によること。

「(ア) (4) (注1) (ア)から(ウ)までについては、「一の者」とあるのは「基幹放送の業務を行おうとする者」と、「基幹放送の業務を行おうとする者」とあるのは「他の基幹放送事業者」とそれぞれ読み替えること。

や

「(イ) (4) (注1) (ア)から(ウ)までには準じて記載する場において、介在している関連法人等がさらに他の関連法人等を介在して基幹放送事業者の議決権を有するときの(B)の欄に記載については、(A)の欄に記載される基幹放送事業者の議決権を他の関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

で記載すること。」

に改め、同注2(9)中「及びイ」を「からH#」に改め、ウをオとし、イの次に次のように加える。

」

ウ ローカル番組

(ア) ニュース

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
-----	------	---------------

合計	時間 分 (%)	時間 分 (%)

(イ) 天気予報

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合計	時間 分 (%)	時間 分 (%)

(ウ) ニュース及び天気予報以外の番組

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合計	時間 分 (%)	時間 分 (%)

(エ) 総合計

総合計 (ア) + (イ) + (ウ)	時間 分 (%)
---------------------	------------

(注1) 超短波多重放送及び短波放送以外の基幹放送の業務について記載すること。

(注2) アの放送番組表に基づいて記載すること。

(注3) 出演者、番組内容等からみて、当該放送事業者の放送対象地域向けの放送番組と認められるもの（自社以外が制作したものを含む。）について記載すること。

(注4) 合計及び総合計の欄の比率は、アの放送番組表に基づいて1週間の総放送時間に対する当該欄の時間の比率を記載すること。

エ 自社において制作する放送番組及びその制作体制

自社において制作する放送番組					他から供給を受ける放送番組	合計
①完全局制作	②制作会社協力	③共同制作	④制作委託	⑤再放送		
分	分	分	分	分	分	分
%	%	%	%	%	%	100.0%

(注1) アの放送番組表に基づいて各項目の放送時間（分）及び1週間の総放送時間に対する割合を記載すること。

(注2) ①から④までの番組については、いずれも再放送の番組を除くこと。

(注3) 自社における制作能力及び制作体制の確実性を裏付ける資料がある場合は、添付すること。

別表第七の一号注2⁽¹⁴⁾イ^(注3)を削り、回注2⁽¹⁵⁾ハ⁽¹⁶⁾中「別表」を「別紙1」と改める。

別表第七の二号の表「100分の33.33333を超える議決権を有する者に関する事項」を「3分の1を超える議決権を有する者に関する事項」に改め、議決権を有する者に関する事項」に「100分の33.33333を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項」に改め、回表⁽²⁾の表⁽⁸⁾を削り、回注2⁽⁴⁾の表「100分の33.33333」を「3分の1」と改め、回表⁽⁴⁾を削り、回注2⁽⁵⁾中「(注1) (4) (注1) (ア) から (ウ) まで、(注2) 及び (注

(ア) (4) (注1) の(ア) から(ウ) までについては、「

「基幹放送の業務を行おうとする者」と、「基幹

とする者」とあるのは「他の基幹放送事業者」と
こと。

「100分の33.33333」及び「3分の1」並びに

(イ) (4) (注1) の(ア)から(ウ)までに準じて記載す
在している関連法人等がさらに他の関連法人等を
業者の議決権を有するときの(B)の欄の記載につ
記載される基幹放送事業者の議決権を他の関連法
なく直接有する者についてのみ記載するものとす

(注2) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位

3) に準じて記載す

「(注) (4) (注1) (ア)から(ウ)まで、(注2)及び(注3)に準じて記載
ること。また、次の(ア)及び(イ)によること。

放送の業務を行おう (ア) (4) (注1) (ア)から(ウ)までについては、「一の者」とあるのは
それぞれ読み替える 基幹放送の業務を行おうとする者」と、「基幹放送の業務を行おうと

る者」とあるのは「他の基幹放送事業者」とそれぞれ読み替えること
る場合において、介せ (イ) (4) (注1) (ア) から (ウ) までに準じて記載する場合において、介
介在して基幹放送事 している関連法人等がさらに他の関連法人等を介在して基幹放送事業
いては、(A) の欄に の議決権を有するときの(B) の欄の記載については、(A) の欄に記載
人等を介在すること れる基幹放送事業者の議決権を他の関連法人等を介在することなく直
る。 有する者についてのみ記載するものとする。

まで記載すること。」

す

「

す

。に改め、同注2(6) (注4) に次のように加える。
在

者
と
接

」

(エ) 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成27年総務省令第26号）第2条第13号に規定する業務執行役員に該当しない場合はその旨

別表第七の二号注2(14)イ注3(注)を削る。

別表第七の二号の表中「100分の33.33333を超える議決権を有する者に関する事項」を「3分の1を超える議決権を有する者に関する事項」とし、「100分の33.33333を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項」を「3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項」と改め、同表注2(3)の表を削り、同注2(4)の表中「100分の33.33333」を「3分の1」と改め、同表注4(注)を削り、同注2(5)中

「(注1) (4) (注1) の(ア)から(ウ)まで、(注2) 及
ずること。また、次の(ア)及び(イ)によること
(ア) (4) (注1) の(ア)から(ウ)までについては
「基幹放送の業務を行おうとする者」と、「
とする者」とあるのは「他の基幹放送事業者
こと。」

「100分の33.33333」や「3分の1」に相当す

(イ) (4) (注1) の(ア)から(ウ)までに準じて記
在している関連法人等がさらに他の関連法人
業者の議決権を有するとき(B)の欄の記載
記載される基幹放送事業者の議決権を他の関
なく直接有する者についてのみ記載するもの
(注2) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第

び(注3)に準じて記載

。「(注) (4) (注1) (ア)から(ウ)まで、(注2)及び(注3)に準じて
、「一の者」とあるのは (イ)から(ウ)まで、(注2)及び(注3)に準じて
ること。また、次の(ア)及び(イ)によること。

基幹放送の業務を行おう (ア) (4) (注1) (ア)から(ウ)までについては、「一の者」とある
]とそれぞれ読み替える 基幹放送の業務を行おうとする者」と、「基幹放送の業務を行お

や

載する場合において、介 (イ) (4) (注1) (ア)から(ウ)までに準じて記載する場合において
等を介して基幹放送 している関連法人等がさらに他の関連法人等を介して基幹放送
については、(A)の欄に の議決権を有するときの(B)の欄の記載については、(A)の欄に
連法人等を介すること れる基幹放送事業者の議決権を他の関連法人等を介することな
とする。 有する者についてのみ記載するものとする。

1位まで記載すること。」

記載す

のは「
うとす
こと。
、 介在
事業者
記載さ
く直接
」

に改め、同注2(6)
(注4)に次のように加える。

(五) 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例
に関する省令第2条第13号に規定する業務執行役員に該当しない場合はその旨
別表第七の三号注2(14)イ(注3)を削る。

別表第二十一号の次に次の八表を加える。

別表第二十一号の二(第91条の2第1項関係)

経営基盤強化計画の認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

申 請 者

郵 便 番 号

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び
代表者の氏名。記名押印又は署名)

電 話 番 号

経営基盤強化計画の認定を受けたいので、放送法第116条の3第1項の規定により申請します。

1. 経営基盤強化の実施期間
2. 経営基盤強化による収益性の向上の程度

3. 経営基盤強化の内容

4. 経営基盤強化に伴う労務に関する事項

(審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合)

5. 特定放送番組同一化の内容

6. 法第116条の3第2項第5号ロに規定する地域性確保措置の内容

(特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合)

7. 特例役員兼任関係の内容

8. 放送法施行規則第91条の4第2号に規定する地域性確保措置の内容

9. 多元性・多様性確保措置の内容

注1 共同で申請をする場合は、全ての国内基幹放送事業者を「申請者」として記載すること。

注2 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注3 経営基盤強化の実施期間については、経営基盤強化計画の始期及び終期を記載すること。

注4 経営基盤強化による収益性の向上の程度については、実施期間中の各事業年度決算における計画値を記載すること。

注5 経営基盤強化の内容については、次の事項について記載すること。

- (1) 経営基盤強化を実施する理由及び背景
- (2) 実施する措置の内容

注6 経営基盤強化に伴う労務に関する事項については、次の事項について記載すること。

- (1) 経営基盤強化計画の開始時期の役員及び従業員の数
- (2) 経営基盤強化計画の終了時期の役員及び従業員の数
- (3) 経営基盤強化計画の実施に伴う役員及び従業員の去向、嘱託等に係る計画
- (4) 経営基盤強化計画の実施について行った労働組合との協議に関する事項

(審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合)

注7 特定放送番組同一化の内容については、次の事項について記載すること。

- (1) 特定放送番組同一化を行う期間
- (2) 特定放送番組同一化の対象となる国内基幹放送に係る放送対象地域
- (3) 特定放送番組同一化の対象となる国内基幹放送の1週間の放送時間の合計に対する同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合

(4) 特定放送番組同一化の計画に関する事項

(5) 共同して審議機関を設置しようとする場合は、その旨及び設置の計画に関する事項

注8 法第116条の3第2項第5号ロに規定する地域性確保措置の内容については、実施する措置の内容を記載すること。

(特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合)

注9 特例役員兼任関係の内容については、特例役員兼任関係に係る役員予定者の氏名を記載し、当該

役員予定者の履歴書及び役員就任承諾書を添付すること。

注10 放送法施行規則第91条の4第2号に規定する地域性確保措置の内容については、実施する措置の内容を記載すること。

注11 多元性・多様性確保措置の内容については、実施する措置の内容を記載すること。

別表第二十一号の三（第91条の2第2項関係）

事業計画書

(別紙)

- (1) 資本又は出資の額
- (2) 主たる出資者及び議決権の数
- (3) 役員に関する事項
- (4) 将来の事業予定
- (5) 国内基幹放送の業務の認定又は特定地上基幹放送局の免許の期間における資産、負債及び収支の実績

長

辺

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番によること。)

注 1 別紙について、別葉として提出すること。

注 2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。

ア 株式会社の場合

資本又は出資の額	発行済株式の額及び その株式数	増資予定の期日、額 及びその株式数	増資後の資本の額及び その株式数

イ 株式会社以外の者の場合は、上記の様式に準じて記載すること。

(注 1) 法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(イ) 定款又は寄附行為に基幹放送の業務を行う事業を行うことについての定めがない場

合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し

(注2) 法人以外の者の場合は、(注1)に準ずる書類を添付すること。

(2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

ふりがな ----- 氏名又は名称	住 所	職 業	議決権の総数に対する議決権の比率	備 考
			%	

(注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者(株式会社にあつては出資者、特定非営利活動法人、一般社団法人及び公益社団法人にあつては社員、一般財団法人及び公益財団法人にあつては評議員)について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。

(注2) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。

(注3) 法人にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注4) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注5) 職業の欄は、法人にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株) (代)専務(常)」、 「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注6) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

- (ア) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類
- (イ) 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨
- (ウ) 出資の予定のものについてはその旨

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	兼職	備考
------------	----	----	------	----	----

--	--	--	--	--

(注 1) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載すること。

(注 2) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注 3) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを(注 2) に準じて記載すること。

(注 4) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 日本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法人若しくは団体が外国の法人若しくは団体であるときはその旨

(イ) 予定のものについてはその旨

(注 5) 役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか、役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

(4) 別紙(5)は、資産、負債及び収支の実績(当該申請が決算期の中途に行われる場合にのみ当該決

算期の実績の概要を記載することとし、その他の場合には記載を要しない。) について記載すること (各事項の細目については、特に示すものを除くほか、事業計画書及び事業収支見積書の様式に準じて記載すること。)

別表第二十一号の四 (第91条の2第2項関係)

第1 見積表

科目	() 年度		() 年度		() 年度		() 年度	
	事業支	千円	事業支	千円	事業支	千円	事業支	千円
1 売上高	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

放送料	
有料放送料	
放送番組制作料	
放送番組売上料	
その他	
2 売上原価	
放送費	
放送委託費	
技術費	
人件費	
減価償却費	
その他	
3 売上総利益 (1 - 2)	

4	販売費及び一般管理費																		
	販売費																		
	一般管理費																		
	人件費																		
	減価償却費																		
	その他																		
5	営業利益 (3 - 4)																		
6	営業外収益																		
7	営業外費用																		
8	経常利益 (5 + (6 - 7))																		
	備考																		

注 1 各年目は、事業者の決算年度ベースで経営基盤強化計画の実施期間分を記載すること (例えば

、3月決算の事業者で、第1年目の基幹放送の業務を行う事業の開始が10月であれば、第1年目の「基幹放送の業務を行う事業の収支」は6ヶ月分である。）。

注2 事業収支の欄は、申請者が行う基幹放送の業務及び兼営する事業の収支を総合したものを記載すること。

注3 基幹放送の業務を行う事業の収支の欄は、兼営社にあつては、放送の種類ごとに各項目を区分して記載すること。この場合において、分計の考え方を適宜の様式により記載すること。

注4 備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置を記載すること。

注5 有料放送料の欄は、有料放送を行う基幹放送事業者の場合に限る。なお、有料放送の受信に關し、有料放送料以外の金銭を受信者に負担させる場合は、その金銭に係る収益及び費用について、適宜の科目を設けて記載すること。

注6 次の書類を添付すること。

ア 放送料金表

イ 有料放送料金表

ウ 最近の決算期における計算書類

エ その他参考となる書類

第2 見積りの根拠

ア 収益

区分	1週間平均の回数	単価	1週間平均の収入	1年間の収入
(記載例) 放送料				
Aタイム 30分				
15分				
Bタイム 30分				
15分				
Aスポット				

Bスポート

注1 第1の表の1の項の収益の科目ごとに、決算年度ベースの別に記載することとし、売上高のその他及び営業外収益の科目については適宜の様式により記載すること。ただし、各年度における科目ごとの算出方法が同一である場合は、その算出方法を適宜の様式により記載することにより、第2年目以降の収益の記載を省略することができる。

注2 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、契約者数及び有料放送料金について、適宜の様式により決算年度ベースの別に記載すること。ただし、各年度における科目ごとの算出方法が同一である場合は、その算出方法を適宜の様式により記載することにより、第2年目以降の契約者数及び有料放送料金の記載を省略することができる。

注3 有料放送を行う場合における加入者数については、その見積りの根拠を、可能な限り詳細に記載すること。

イ 費用

科 目	金 額	根 拠
-----	-----	-----

千円

注 アの注に準じて記載すること。

別表第二十一号の五（第91条の7関係）

経営基盤強化計画認定証

経営基盤強化計画認定証	
認定の年月日	
認定の番号	
認定に係る経営基盤強化計画を提出した国内 基幹放送事業者の名称	
備考	

年 月 日 総務大臣印

辺

短 辺 （日本工業規格A列4番によること。）

別表第二十一号の六（第91条の9第1項関係）

経営基盤強化計画の変更認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

申 請 者

郵 便 番 号

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び
代表者の氏名。記名押印又は署名)

電 話 番 号

平成 年 月 日付けで認定を受けた経営基盤強化計画について変更の認定を受けたいので、放送法第

116条の4第1項の規定により申請します。

変更事項		
変更前	変更後	

注 1 変更箇所が分かるような書類を添付すること。

注 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

注 3 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第二十一号の七（第91条の10関係）

経営基盤強化計画変更認定証

長	
変更の認定の年月日	
認定の番号	
変更の認定に係る経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者の名称	
備考	
年 月 日	総 務 大 臣 印
短 辺	

短 辺 （日本工業規格 A 列 4 番によること。）

別表第二十一号の八（第91条の11第2項関係）

経営基盤強化計画の軽微な変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

（ふりがな）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び
代表者の氏名。記名押印又は署名）

電話番号

平成 年 月 日付で認定を受けた経営基盤強化計画について変更をしたので、放送法第116条の4

第2項の規定により届け出ます。

変更事項

--

変更前

変更後

注 1 変更箇所が分かるような書類を添付すること。

注 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

注 3 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第二十一号の九（第91条の12関係）

認定経営基盤強化計画の実施状況報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び

代表者の氏名。記名押印又は署名)

電話番号

平成 年 月 日付で認定を受けた経営基盤強化計画の平成 年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 経営基盤強化による収益性の向上の程度
2. 経営基盤強化の実施状況
3. 経営基盤強化に伴う労務に関する事項

(審議機関の設置等の特例の適用を受けた場合)

4. 特定放送番組同一化の実施状況
5. 法第116条の3第2項第5号ロに規定する地域性確保措置の実施状況

(特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けた場合)

6. 特例役員兼任関係の実施状況
7. 放送法施行規則第91条の4第2号に規定する地域性確保措置の実施状況
8. 多元性・多様性確保措置の実施状況

注1 共同で申請をした場合は、全ての国内基幹放送事業者について記載すること。

注2 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注3 経営基盤強化による収益性の向上の程度については、申請時における計画値及び当該事業年度における実績値を記載すること。

注4 経営基盤強化の実施状況については、当該事業年度に実施した経営基盤強化の内容について要約的に記載すること。

注5 経営基盤強化に伴う労務に関する事項については、次の事項について記載すること。

- (1) 当該事業年度開始時期の役員及び従業員の数

- (2) 当該事業年度末の役員及び従業員の数
- (3) 当該事業年度中、経営基盤強化計画に伴い出向、嘱託等した役員及び従業員の数

(審議機関の設置等の特例の適用を受けた場合)

注6 特定放送番組同一化の実施状況については、次の事項について記載すること。

- (1) 特定放送番組同一化に関する当該事業年度における実績
 - (2) 特定放送番組同一化の対象となつた国内基幹放送の1年間の放送時間の合計に対する同一の放送番組の放送を同時に行つた放送時間の割合
 - (3) 共同して審議機関を設置した場合は、当該事業年度における開催状況
- 注7 法第116条の3第2項第5号ロに規定する地域性確保措置の実施状況については、当該事業年度に実施した措置の内容を記載すること。

(特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けた場合)

注8 特例役員兼任関係の実施状況については、特例役員兼任関係に係る当該事業年度の実績について記載すること。

注9 放送法施行規則第91条の4第2号に規定する地域性確保措置の実施状況については、当該事業年度に実施した措置の内容を記載すること。

注10 多元性・多様性確保措置の実施状況については、当該事業年度に実施した措置の内容を記載すること。

別表第六十号2(注3)中「定款」の次に「又は登記事項証明書」を加え、同表中6を7とし、同表5(注1)1

中「特定株式」の次に「(第204条の関係にある者であつて株主名簿に記載され、又は記録されている者が有する株式に限る。)」を加え、同(注1)2中「第207条第1号」を「第207条第5項第3号」に改め、同5を同表6とし、同表中4を5とし、同表3中「取得価額」を「取得価額等」に改め、同3を同表4とし、同2の次に次のように加える。

3 申請対象会社の関係会社である基幹放送事業者の概要

名称	事業の概要	資本金 (A)	出資の額 (B)	出資の比率 (B) / (A) × 100	備考
----	-------	---------	----------	-----------------------	----

--	--	--	--	--

(注1) 備考の欄は、議決権の総数に対する議決権の比率が出資の総額に対する出資の比率と異なるときの当該議決権の比率を記載すること。

(注2) 関係会社の定款又は登記事項証明書を添付すること。

別表第六十号(別紙)を次のように改める。

(別紙)

1 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者及びこれに準ずるものの株式の取得価額等

(1) 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者及びこれに準ずるもの(主として基幹放送事業者の

放送の業務に密接に関連する業務を行う子会社等を除く。)の株式の取得価額

子会社又は関連会社の別	事業の別	事業者名	出資割合	株式の取得価額(千円)	備考
合 計					

(注1) 事業の別の欄は、基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者又は一般放送事業者に係る事業の別を記載すること。

(注2) 記載した内容を証する書類を添付すること。

(2) 主として基幹放送事業者の放送の業務に密接に関連する業務を行う子会社等の株式の取得価額

子会社又は関連会社の別	業務の別	事業者名	「主として」に該当する理由	出資割合	株式の取得価額 (千円)	備考
合 計						

(注1) 業務の別の欄は、密接に関連する業務の種類を記載すること。

(注2) 記載した内容を証する書類を添付すること。

(3) 流動資産のうち放送の業務に係る資産

損益計算書の収益の額 (A)	千円
----------------	----

(A)のうち放送の業務に係る収益の額 (B)		千円
流動資産の合計額 (C)		千円
流動資産のうち放送の業務に係る資産の額 (C) × ((B) / (A))		千円

(注1) 記載した内容を証する書類を添付すること。

(注2) 放送の業務に係る収益の額は、第183条の2第1号イ及びロに掲げる収益の額の合計額を記載すること。

(4) 放送の業務の用に供する設備その他の有形固定資産又は無形固定資産

有形無形の別	資産の内容	提供相手	資産の額 (千円)	備考
	合	計		

(注1) 主要な資産ごとに記載すること。

(注2) 記載した内容を証する書類を添付すること。

(5) 子会社基幹放送事業者等に係る貸付金（設立後最初の事業年度を経過している場合にあつては、流動資産に属するものを除く。）

貸付先	貸付金の額（千円）	備考
合 計		

(注1) 主要な資産ごとに記載すること。

(注2) 記載した内容を証する書類を添付すること。

2 申請対象会社の資産

子会社等でない者に係る投資その他の資産

資産の別	資産の内容	投資先等	資産の額（千円）	備考

合 計					

(注) 記載した内容を証する書類を添付すること。

3 申請対象会社及びその子会社の事業収支の見積り

	() 年度	() 年度	() 年度	() 年度	() 年度
1 収 益 営業収益 営業外収益	千円	千円	千円	千円	千円
2 費 用 営業費用 営業外費用					
3 当期経常損益					

備	考				
---	---	--	--	--	--

(注1) 申請対象会社及びその子会社ごとに作成すること。

(注2) 項目の欄は、適宜必要な項目を追加して作成すること。

(注3) 備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置を記載すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別表第六十一号の表中「子会社の」や「関係会社の」及び「(3) 子会社」や「(3) 関係会社」並びに「同表(1)の注1中「二以上の基幹放送事業者をその子会社」や「一以上の地上基幹放送事業者をその子会社とし、二以上の基幹放送事業者をその関係会社」としよう」並びに「同表(2)中「二以上の基幹放送事業者をその子会社」や「一以上の地上基幹放送事業者をその子会社とし、二以上の基幹放送事業者をその関係会社」並びに「同表(1)中「子会社」や「関係会社」並びに「同表(1)中「二以上の基幹放送事業者をその子会社」や「一以上の地上基幹放送事業者をその子会社とし、二以上の基幹放送事業者をその関係会社」並びに「同表(2)の表及び(3)中「子会社」や「関係会社」並びに」。

別表第六十三号中「子会社保有」や「子会社等保有」及び「二以上の基幹放送事業者を子会社」や「一

以上の地上基幹放送事業者を子会社として保有し、二以上の基幹放送事業者を関係会社」に改める。

(電波法施行規則の一部改正)

第二条 電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第六条の三の二第一項中「第一百六十条」を「第二条第二十七号」に改める。

(無線局免許手続規則の一部改正)

第三条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第六号口中「百分の三十三・三三三三三」を「三分の一」に改める。

別表第二第一の2の表並びに同表注27(4)の表及び(5)の表中「100分の33.33333」を「3分の1」に改め、同注27(9)中「及びイ」を「及びロ」に改め、ウをオとし、イの次に次のように加える。

ウ ローカル番組

(ア) ニュース

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間

合計	時間 分 (%)	時間 分 (%)
----	------------	------------

(イ) 天気予報

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合計	時間 分 (%)	時間 分 (%)

(ウ) ニュース及び天気予報以外の番組

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合計	時間 分 (%)	時間 分 (%)

(エ) 総合計

総合計(ア) + (イ) + (ウ)	時間 分 (%)
--------------------	------------

(注 1) 超短波多重放送及び短波放送以外の基幹放送の業務について記載すること。

(注 2) アの放送番組表に基づいて記載すること。

(注3) 出演者、番組内容等からみて、当該放送事業者の放送対象地域向けの放送番組と認められるもの（自社以外が制作したものを含む。）について記載すること。

(注4) 合計及び総合計の欄の比率は、アの放送番組表に基づいて1週間の総放送時間に対する当該欄の時間の比率を記載すること。

エ 自社において制作する放送番組及びその制作体制

自社において制作する放送番組					他から供給を受ける放送番組	合計
①完全局制作	②制作会社協力	③共同制作	④制作委託	⑤再放送		
分 %	分 %	分 %	分 %	分 %	分 %	分 100.0%

(注1) アの放送番組表に基づいて各項目の放送時間（分）及び1週間の総放送時間に対する割合を記載すること。

(注2) ①から④までの番組については、いずれも再放送の番組を除くこと。

(注3) 自社における制作能力及び制作体制の現実性を裏付ける資料がある場合は、添付すること。

(基幹放送局の開設の根本的基準の一部改正)

第四条 基幹放送局の開設の根本的基準(昭和二十五年電波監理委員会規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十条中「基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令(平成二十三年総務省令第八十二号)及び基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令(平成二十三年総務省令第八十三号)」を「基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令(平成二十七年総務省令第二十六号)」に改める。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第五条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表放送法(昭和二十五年法律第三百三十二号)の項条項の欄中「第九十三条第三項及び第四項」を「第九

九十三條第二項及び第三項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十六号。次項において「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

(改正法附則第八条の総務省令で定める事項)

2 改正法附則第八条の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

二 改正法附則第八条に規定する関係会社の名称、事業の概要、資本金、出資の額、出資の比率及び役員に関する事項